

2007年(平成19年)3月2日

株式会社 大栄総合教育システム
代表取締役 佐藤 久康 殿

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
理事長 清 水 巖

〒655 - 0022
神戸市中央区元町通6丁目7番10号
元町関西ビル3階
かげやま司法書士事務所内
TEL : 078 361 7234
FAX : 078 361 7228
URL : <http://hyogo-e-net.com>
〔連絡先〕かけはし法律事務所
弁護士 亀井 尚也
TEL : 078 361 9494
FAX : 078 361 9493

申 入 書

第1 申入れの趣旨

貴社が開設されている税理士講座をはじめとする各講座の約款中「大栄総合教育システム学則 7条」に、「受講申込後、本人の死亡、病気、事故等やむをえない事由により受講することが不可能となった場合で、第6条による学習継続支援(振替)が困難な場合は解約をすることができます。経済事情が悪化した、受講する時間的余裕がなくなった、などの個人的都合によるものについては、一般的な取引同様、解約・返金には一切応じることはできません。尚、解約しようとする場合には、解約の申出書とその事由を証明する書類(医師の診断書など)を提出しなければなりません。また、解約に際して納付された受講料から受講済み授業料および入学金、使用済みの教材費、諸経費を差し引くものとし、加えて未受講分受講料に対する解約手数料20%と5万円のうちいずれか少ないほうを控除する場合があります。」と規定されていますが、これらの部分を削除し、民法の原則どおり、受講申込者による契約解除がいつでも可能であること、かつ支払い済み受講料について受講済みの部分に相当する受講料と若干の事務手数料等を除いて返金する扱いに改められてその旨を申込書等に明記されるよう、申し入れます。

あわせて、貴社のご見解及び対応策について、本書面到着後1ヵ月以内に文書にてご回答いただきますよう、申し入れます。

なお、本書面並びに本申入れに対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

す。

第2 申入れの理由

1 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネットについて

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット（以下、「当NPO法人」という）は、兵庫県神戸市に事務所を置く、消費者の権利確立のために、消費者被害防止・救済のための調査・研究及び支援事業、各種消費者被害に関する情報の収集と一般消費者等に対する普及啓発事業等を行うことを目的とする特定非営利活動法人です。

2 貴社開設講座における約款条項

貴社の開設されている税理士講座についての約款によれば、「本人の死亡、病気、事故等やむをえない事由により受講することが不可能となった場合で、第6条による学習継続支援(振替)が困難な場合」でなければ受講契約の解除をすることができず、「経済事情が悪化した、受講する時間的な余裕がなくなった、などの個人的都合によるものについては、一般的な取引同様、解約・返金には一切応じることはできません。」としたうえで、解除ができる場合でも「納付された受講料から受講済み授業料および入学金、使用済みの教材費、諸経費を差し引くものとし、加えて未受講分受講料に対する解約手数料20%と5万円のうちいずれか少ないほうを控除」したうえで返金する旨が規定されています。

しかし、同条項は、消費者契約法10条に違反し無効な条項であると言わざるを得ません。以下詳述します。

3 貴社と受講申込者との間の受講契約の法的性質

貴社と受講申込者との間の受講契約は、学習塾と同様に準委任契約であり、民法上は当事者がいつでも契約を解除することができるとしており、相手方に不利な時期に解除した場合にはやむを得ない場合を除いて損害賠償をしなければならないとされているだけであります（民法651条、656条）。

なお、この間多数の下級審判決があいついだ私立大学の学納金返還訴訟において、最2小判平成18年11月27日（最高裁ホームページ掲載）は、在学契約は有償双務契約としての性質を有する私法上の無名契約であると解しましたが、憲法26条1項の趣旨や教育の理念にかんがみ、学生の意思を最大限尊重すべきとして、学生は原則としていつでも任意に在学契約を将来に向かって解除することができる、としていますので、準委任契約と解するのと結論において差はありません。

4 貴社の約款条項の消費者契約法10条違反性

ところが、貴社の上記約款の規定は、受講申込者の死亡、重大な疾病等による受講不

能によらなければ受講契約の解除をすることができず、個人的都合による解除には一切応じられないとしており、実質的には一切解除を認めず受講料の全額を違約金として没収するのとほとんど変わらない内容となっています。したがって、同規定は、民法の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して「消費者の権利を制限」し、かつ「民法第 1 条第 2 項に規定する基本原則に反して、消費者の利益を一方的に害する」ものというべきであり、消費者契約法 10 条により無効と言わざるを得ません。

そもそも、委任契約は、当事者相互に高度の信頼関係が存在しなければ効果が得られないことから、当事者はいつでも解除できるとされています。準委任契約である教育サービスも、受講者と教育サービス提供者相互に高度の信頼関係が成立していることを前提として効果が得られるものです。受講者が提供されるサービスの質（講師の質も含む）・内容に疑問をもち信頼できないと考える場合、またサービスの難易度が受講者の能力に適合していない場合などには、学習意欲を殺がれ教育効果を得られることは期待できません。このような相互の信頼関係は、受講を開始してみなければ分からないのが通常だからです。このような場合にも、いったん契約した場合は、たとえ「効果が得られない（たとえ主観的な判断であっても）受講したくない」と思いながらも長期間にわたってその教育サービスを受講しなければならないとすれば、受講者にあまりに大きな犠牲を強いることとなります。また、資格試験や就職試験の受験教育サービスは、受講者の人生の進路・生き方を決定づける極めて重要な時期にあたるものであり、受講者を特定の塾等の契約に長期間にわたって拘束する（または他の予備校や塾等による教育サービスの受講を経済的に困難にする）ことは、人生にとって取り返しのつかない不利益をもたらす可能性もあります。したがって、このような資格試験・就職試験の教育サービスにおいて、本来は準委任契約に認められている自由な契約解除権を、特約によって認めないとするのは、著しく信義に反し消費者の利益を一方的に害するものであると言わざるを得ません。

なお、受講者による契約解除は、塾等の教育サービス提供者側にも一定の損害を発生させることが予想されますが、受講者に重大な犠牲を強いてでも「やむをえない事由がない限り契約解除を認めない」としなければならないほどの大きな損害を発生させることになるとはどうも考えられません。

ちなみに、東京地判平成 15 年 11 月 10 日判タ 1164 号 153 頁は、医学部進学塾の受講契約及び模試受験契約において、解除時期を問わずに、申込者からの解除を一切許さないとして実質的に受講料又は受験料の全額を違約金として没収するに等しいような解除制限特約は、消費者契約法 10 条により無効であると判断しています。その理由として、当該冬季講習や年間模試が複数の申込者を対象としており、その準備作業等が申込者 1 人の解除により全く無に帰するものであるとは考えられないことが挙げられています。この理は貴社にもそのままあてはまります。

5 解除を認める場合の違約金条項と消費者契約法9条1号

なお、資格試験予備校の中には、受講申込者の個人的事情による解除も含めて一応認めるものの、受講者が申し込んだ講座の開始前の解除と開始後の解除の場合に分けて、程度に差を設けていずれの場合もかなりの違約金的な金額を控除したうえで返金する扱いとしているところも見られます。貴社の上記約款条項においても、解除ができる場合を狭く限定しているという問題に加えて、解除ができる場合でもかなりの金額を控除して返金することとされています。この点は、準委任契約を相手方に不利な時期に解除した場合にはやむを得ない場合を除いて損害賠償をしなければならないとされていること（民法651条、656条）を具体化したものと一応評価する余地はあります。

しかし、この点については、受講料全額が損害賠償の範囲に含まれるという意味ではありません。消費者契約法9条1号により、違約金の額が「当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える」場合は、超える部分が無効となりますので、その点の検討が必要です。

(1) 講座開始前の解除の場合

ところで、受講者が申し込んだ講座の開始前においては、前述したように、貴社の講座はいずれも複数の申込者を対象としており、その準備作業等が申込者1人の解除により全く無に帰するものであるとは考えられないことからして、若干の事務手数料以外には特に損害は生じないものと考えられます。

なお、違約金として、貴社の得べかりし利益を確保するようなことは、学納金返還訴訟においても認められておりません。前記の最高裁判決も、学生が当該大学に入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予測される時点(早期に入学者を確定しなければならない特別の事情がない限り通常は3月31日)よりも前の時期における解除においては、解除に伴い当該大学に生ずべき平均的損害は原則として存しないので、その場合の授業料等を返還しない旨の特約は消費者契約法9条1号に反し無効であると判断しています。なお、最2小判平成18年12月22日(最高裁ホームページ掲載)は、いわゆる鍼灸学校の授業料不返還特約についても、同様の判断をしました。

したがって、この場合に何らかの違約金を認めるとすれば、貴社と事業形態が近い学習塾において、特定商取引に関する法律49条2項2号の「特定継続的役務提供契約の解除が特定継続的役務の提供開始前である場合」に、「契約の締結及び履行のために通常要する費用の額として・・・政令で定める役務ごとに政令で定める額」として、同法律施行令16条・別表第5によって1万1千円と規定されているのと同様の額が最高限度であると考えられます。

(2) 講座開始後の解除の場合

次に、受講者が申し込んだ講座の開始後においても、基本的に貴社の講座は、複数の申込者を対象としており、講座の開始後に受講者1人の解除があっても講座開設のため

の作業が無に帰するものになるとは考えられないことから、受講済みの部分に相当する受講料と若干の迷惑料的なもの以外には特に損害は生じないものと考えられます。貴社の得べかりし利益を確保することが認められないのは、前記と同様です。

なお、学納金返還訴訟の前記最高裁判決においては、私立大学における4月1日以降ないし入学式以降の入学辞退の場合は納付済み授業料を一切返金しないとの取り扱いが是認されました。しかし、この点は、同判決の判旨からも明らかなように、私立大学における国庫補助金が入学定員に応じて決まってきて、大学の予算がこれを前提に立てられている一方で、大学が新生を募集する時期は限られており、その時期を過ぎてから新生を追加入学させるのは困難であるという私立大学の特殊事情が考慮されたことによるものです。これに対し、貴社の講座においては、かような特殊事情は存在せず、入学定員を確保するというような必要も特になく、随時受講生を募集し、講座開始後の追加申込も可能である講座もあることから、納付済み受講料を確保しなければならないような「平均的損害」は生じないと言えます。

のみならず、大学における授業料は半年毎に前納するのが普通ですので、納付済み授業料として返金を受けられないのは半年分にすぎませんが、貴社の講座は、多数の科目や発展型講座を組み合わせ一括して前納させるコースが見られるのであり、例えば税理士講座では、試験の特徴や難度の高さから数年にわたる受講が必要な場合もあるため、個々の科目や次年度以降の授業の多くがまだ開始されていない場合でも受講料がすべて戻ってこないとすれば、そのこと自体も極めて不当と言わざるを得ません。

以上によれば、この場合に違約金を認めるとしても、貴社と事業形態が近い学習塾において、特定商取引に関する法律49条2項1号の「特定継続的役務提供契約の解除が特定継続的役務の提供開始後である場合」に、「提供された特定継続的役務の対価に相当する額」のほかに「当該特定継続的役務提供契約の解除によって通常生ずる損害の額として・・政令で定める役務ごとに政令で定める額」として、同法律施行令15条・別表第5によって「2万円又は当該特定継続的役務提供契約における1月分の役務の対価に相当する額のいずれか低い額」と規定されているのと同様の額が最高限度であると考えられます。

6 むすび

以上のとおり、貴社の前記約款条項は消費者契約法10条に違反するので即刻削除されるよう求めるとともに、これを改める場合には解約手数料等が同法9条1号に反しないよう、特定商取引に関する法律中の学習塾に関する規定に則った内容とされるよう、あわせて申し入れる次第です。